

# 福祉生活病院常任委員会資料

(平成29年3月21日)

〔件　　名〕

- 1 省エネに関する県民の意識・取組調査の結果について  
(環境立県推進課) ··· 1
- 2 「みんなで取り組む 東郷池水環境保全プログラム（第2期東郷池水質管理計画）」の策定について  
(水・大気環境課) ··· 3
- 3 淀江産業廃棄物管理型最終処分場計画に係る条例手続の状況について  
(循環型社会推進課) ··· 5
- 4 「鳥取県第12次鳥獣保護管理事業計画（案）」等に係るパブリックコメントの実施結果について  
(緑豊かな自然課) ··· 6
- 5 ライブカメラの設置による鳥取砂丘の情報発信と保全の推進について  
(砂丘事務所) ··· 12
- 6 「平成29年度鳥取県食品衛生監視指導計画（案）」に係るパブリックコメントの実施結果について  
(くらしの安心推進課) ··· 13
- 7 「第10次鳥取県交通安全計画（案）」に係るパブリックコメントの実施結果について  
(くらしの安心推進課) ··· 16
- 8 消費生活相談等業務に係る委託先の選定について  
(消費生活センター) ··· 21
- 9 消費者教育教材の開発について  
(消費生活センター) ··· 22

生 活 環 境 部



## 省エネに関する県民の意識・取組調査の結果について

平成29年3月21日  
環境立県推進課

県民一人ひとりが自分にあった環境実践行動を始めることを目指した「とっとり環境推進県民運動」の基礎資料とするため、県民の地球温暖化への意識や家庭での省エネ取組状況等に関するアンケートを実施したので、その概要を報告する。

### 1 アンケートの概要

- (1) 調査対象 県内 2,000 世帯  
(鳥取市 498 世帯、米子市 395 世帯、倉吉市 121 世帯、境港市 86 世帯、その他町村各 60 世帯)
- (2) 抽出方法 住民基本台帳に基づく無作為抽出
- (3) 調査時期 平成29年1月12~27日(県東部・西部)、2月2~17日(県中部)
- (4) 調査基準日 平成28年12月31日
- (5) 調査方法 郵送により調査票を送付して実施
- (6) 有効回答数 685名(回収率34%)

### 2 主な結果等

- ・ 地球環境問題に対する県民の関心が高い(回答者の9割が「関心あり」と回答)。
- ・ 家庭での省エネ取組では、「シャワー・入浴時の節水」や「台所でお湯を使う場合の低めの温度設定」などで全国平均より取組の割合が高い一方、「テレビ(明るさ抑制、未使用時の電源オフ)」、「冷蔵庫(設定温度調整、食品の詰め込み)」「炊飯器(保温機能の未使用)」などの利用については全国より割合が低く、一層の啓発が必要である。
- ・ 冷蔵庫は、「製造時期が10年以上前」のものが4分の1以上を占めており、最新機器への買換や2台目冷蔵庫を処分することなどにより、大幅な省エネ・節電につながる。
- ・ 家庭の照明へのLED導入については、「半分未満」が約6割を占めており、買換に関する一層の啓発が必要である。
- ・ 食品ロスを減らす工夫としては、「消費期限・賞味期限切れへの注意」や「料理をつくり過ぎない」ことなどについて意識が高い一方、「ばら売り・量り売りの利用」や「(外食で)食べ切れる量を注文」の普及を進めていく必要がある。

### 3 環境実践の県民運動への活用

- ・ 家庭における省エネ等の取組状況を全国と比較しながら公表し、県民の省エネ意識を高めるとともに、更に力を入れていくべき取組分野の啓発を行うことで、県民一人ひとりの環境実践行動に活かしていただく。
- ・ とっとり環境推進県民会議でいただいた提案も踏まえながら、古い冷蔵庫を処分して1台分のエネルギーを削減する運動、外食での食べきりやばら売り等による家庭での食べきりを進める運動など、本県の状況を踏まえた県民運動につなげていく。

## 省エネ意識取組状況アンケートの主な結果

		本調査	国調査(※)	差
地球の温暖化、オゾン層の破壊、熱帯林の減少などの地球環境問題に対する関心	関心あり	89.9%	87.2%	2.7%
	関心なし	10.1%	12.6%	-2.5%
地球温暖化による影響で問題だと感じること (上位3つ)	1位	自然災害の増加 (81.0%)	自然災害の増加 (63.1%)	17.9%
	2位	農作物への影響 (70.0%)	農作物への影響 (57.7%)	12.3%
	3位	野生生物等の生息域変化 (63.9%)	野生生物等の生息域変化 (48.5%)	15.4%
家庭での省エネ取組実施率		87.1%	80.1%	7.0%
		71.4%	62.8%	8.6%
		80.3%	74.6%	5.7%
		82.0%	72.1%	9.9%
		52.1%	56.9%	-4.8%
		32.3%	38.3%	-6.0%
		33.7%	37.9%	-4.2%
		48.9%	54.1%	-5.2%
		65.5%	69.2%	-3.7%
		81.0%	86.7%	-5.7%
		65.1%	66.9%	-1.8%
		86.8%	88.9%	-2.1%
		81.5%	17.8%	63.7%
		55.7%	74.4%	-18.7%
		74.1%	66.1%	8.0%
		80.2%	81.2%	-1.0%
		87.1%	90.4%	-3.3%
		80.6%	78.0%	2.6%
省エネに関する知識や情報が何によって提供されたら良いと思うか (上位3つ)	1位	テレビ (74.5%)	—	—
	2位	新聞・雑誌 (60.7%)	—	—
	3位	自治体広報紙 (45.2%)	—	—
冷蔵庫の製造時期(複数ある場合は最も内容量の大きいもの)	5年以内	39.7%	—	—
	5~10年	33.8%	—	—
	10年以上	26.5%	—	—
LED照明の設置状況	半分以上	24.1%	28.2%	-4.1%
	半分くらい	14.3%	15.6%	-1.3%
	半分未満	60.1%	54.1%	6.0%
食品ロスを減らすために行っている取組	1位	消費期限・賞味期限に注意 (60.3%)	—	—
	2位	料理を作り過ぎない (47.1%)	—	—
	3位	残りものは他の料理に利用 (40.6%)	—	—
	4位	ばら売りや量り売りの利用 (31.9%)	—	—
	5位	(外食で)食べ切れる量を注文 (12.8%)	—	—
地球温暖化防止の取組として、行政に特に期待していること (上位3つ)	1位	ごみ減量・リサイクル (45.8%)	—	—
	2位	森林育成・保全等 (34.9%)	—	—
	3位	新エネ導入促進 (30.8%)	—	—

※「家庭からの二酸化炭素排出量推計に係る実態調査」(H27.8 環境省)及び「地球温暖化に関する世論調査」(H28.8 内閣府)  
※国調査と本調査では調査時点・方法は異なる。

※「不明」「わからない」などの回答を除き集計した数値有。また、設問によっては国調査の選択肢が一致しないものもある。

# 「みんなで取り組む 東郷池水環境保全プログラム（第2期東郷池水質管理計画）」の策定について

平成29年3月21日  
水・大気環境課

「第2期東郷池水質管理計画」（平成28～37年度）として、「みんなで取り組む 東郷池水環境保全プログラム」を策定することとしているので、その概要を報告する。

## 1 計画の目的・基本方針

- 東郷池の水質浄化を総合的に推進していくため、「東郷池水質管理計画」（平成18年度～27年度）及び「東郷池の環境改善に向けたアクションプログラム」（平成20年度～27年度）を策定し、湯梨浜町と共に各種施策を実施してきた。
- その結果、公共下水道の普及（接続率98%）が進むなど、生活排水対策が最大限進められてきた。
- 今後更に水質環境を改善するためには、東郷池及びその流域における人々の生活と自然浄化システムをうまく調和させていく必要がある。
- そこで、今回策定するプログラムは、地域住民・事業者、湯梨浜町等との協働により各種対策に取り組むことを重視した水質管理計画とする。

## 2 プログラム（案）の概要

### （1）期間 10か年間（平成28～37年度）

※各種施策の進捗状況を評価・検証するため、策定から5年目で中間評価を実施し、必要に応じて見直しを実施する。

### （2）周辺住民・事業者の参画・協働を重視した水質管理計画

周辺住民・事業者の東郷池に対する関心を高めることを目的に、一般の方々にも分かりやすい水質の感覚指標や住民活動の活性化指標を導入するとともに、環境教育の支援をはじめ各種住民活動の支援の充実を図る。

### （3）水質指標の目標値

第1期計画の目標値が未達成又は継続的に達成できていない状況に鑑み、第1期の目標値を引き継ぎ、引き続き達成に努める。

#### 【第2期計画の水質目標値】

COD（化学的酸素要求量）：4.5mg/L以下、全窒素：0.46mg/L以下、全リン：0.032mg/L以下

### （4）長期ビジョンと4つの重要項目の設定

東郷池の環境を将来にわたり保全していくため、20～30年後の東郷池の目指すべき姿として、地域住民及び周辺事業者の理解と参画を得ることを目的とした「長期ビジョン」を新たに策定した。

長期ビジョンは本プログラムの基本方針となるもので、4つの重要項目から構成されており、これに基づき各種施策を実施する。

## 豊かで美しい、活力あふれる東郷池

美しい東郷池	豊かな生態系	人々が集う憩いの場	住民活動との協働
<ul style="list-style-type: none"><li>・生活排水対策</li><li>・事業所排水対策</li><li>・農業地域対策</li><li>・湖沼浄化対策</li><li>・自然地域対策</li><li>・市街地対策 など</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ヤマトシジミなどの水産資源の保全</li><li>・多様な生物を育むなど</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・利活用の推進</li><li>・観光資源としての利用など</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・感覚指標の導入</li><li>・環境学習の推進</li><li>・東郷池の歴史、文化の学習</li><li>・アダプトプログラム、一斉清掃の実施 など</li></ul>

#### (5) 東郷池健康診断の実施

これまでのC O D(化学的酸素要求量)等の科学的な水質指標に、新たに「五感による湖沼評価指標」、「東郷池の利活用指標」、「住民活動の活性化指標」などを加えた8項目の評価指標により、長期ビジョンの達成状況を毎年度検証する「東郷池健康診断」を実施し、長期ビジョンの着実な実現を目指す。

#### (6) 農業地域対策の強化（果樹園からの流入負荷削減対策）

東郷池流域には、二十世紀梨をはじめとした果樹園が広がっていることから、従来の水稻に加えて果樹園においても新たに流入負荷削減目標（農業生産工程管理（G A P）の推進）を設定し、各種対策を実施する。

### 3 パブリックコメントの結果概要

(1) 募集期間 平成28年12月5日（月）から12月25日（日）まで

(2) 意見件数 郵送1件（1名）

(3) 意見内容／対応状況

意見概要	対応
かつての東郷池流入河川河口で見られた「堀」を利用した汚濁負荷削減など、先人の知恵を活用してはどうか。	東郷池の湖内環境保全に資する調査研究の材料として検討する。

### 4 プログラム策定までの経緯

時 期	内 容
平成28年 5月	東郷池水質管理計画策定委員会（行政関係者協議）
7月	長期ビジョン策定検討会（東郷湖漁協、湯梨浜町商工会、JA、地域住民等との意見交換）
12月	パブリックコメントの実施（12/5～12/25）
平成29年1月	鳥取県環境審議会への報告
同	湯梨浜町環境審議会での意見聴取
2月	東郷池の水質浄化を進める会での意見聴取
3月 (予定)	常任委員会報告 計画告示

## 淀江産業廃棄物管理型最終処分場計画に係る条例手続の状況について

平成29年3月21日  
循環型社会推進課

「鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例」(以下「手続条例」という。)に基づき、(公財)鳥取県環境管理事業センター(以下「センター」という。)から県に11月30日に提出された淀江産業廃棄物管理型最終処分場(以下「最終処分場」という。)事業計画に係る条例手続の状況を報告する。

### 1 条例手続の現状

#### (1) 広告・縦覧期間の終了

センターは、周知計画書に基づき関係住民を対象とした説明会(1/20~2/19:7回実施:6自治会、自治会以外)を実施したほか、米子市役所、公民館など16箇所で1月13日から実施していた広告・縦覧を3月6日で終了した。

#### <広告・縦覧>

項目	内 容
縦覧の場所	・米子市役所淀江支所、西部総合事務所、公民館など16箇所
広告等の期間	・平成29年1月13日から同年3月6日まで(当初2月27日まで予定) ※下原自治会員対象の説明会が、大雪の影響で2/12から2/19へ変更したため、広告・縦覧期間も延長したもの。

#### (2) 意見書の提出

センターは関係住民に対し、3月6日を期限として生活環境保全上の見地から事業計画について意見書を提出することができる旨説明をしていたところ、この度、関係住民から手続条例11条の規定に基づく意見書が県とセンターへ提出された。

#### <意見書提出件数>

- ・自治会:3自治会(うち1自治会は会員17名の意見書を自治会意見として提出)
- ・農業者:5件(うち4件は自治会を通じて提出された意見書を再掲)
- ・水利権者:1件

#### <主な意見書の内容>

##### <事業計画に係る意見>

###### ①処分場施設

- ・クローズド型(被覆型)の処分場形式を採用すべき。
- ・遮水シートは何十年もすれば破損し、貯水池や福井水源地に影響するのではないか。

###### ②処分場の管理・運営

- ・地元の安全確保に万全を期し、十分な騒音・振動・悪臭対策を実施すること。
- ・放射線測定及び迅速検査の具体的な方法や頻度はどうするのか。
- ・強風時には搬入を停止するとあるが、どの程度の風速で停止するのか。
- ・処分場廃止後の管理はどうなるのか。廃止後も定期的な水質検査を実施して欲しい。

###### ③事故時の対応、地元との協定

- ・環境保全協定はどの程度信頼できるのか。
- ・災害による施設破損で健康被害が生じた場合はどのように対処するのか。

###### ④生活環境影響

- ・大気質の影響調査は、米子観測所の過去10年間のデータを用いているが、現地とは気象状況が異なる。
- ・悪臭は判断する人により基準が異なるのではないか。搬入廃棄物による悪臭の影響を知りたい。
- ・水質の影響調査について、隣接一般廃棄物最終処分場の放流水の影響も踏まえて検討しているのか。
- ・周辺で作っている農作物や地下水由来の飲み水の影響が心配。
- ・健康被害が心配。公衆衛生学的見地でのモニタリングを検討して欲しい。

##### <その他の意見>

- ・地域振興と生活環境整備の推進について要望する。
- ・産業廃棄物管理型最終処分場の建設に反対する。
- ・汚染問題・健康被害が生じれば大山観光振興事業等、県のイメージダウンとなる。
- ・開発協定を遵守し、一般廃棄物処分場の次期計画地として使用すべき。
- ・事業計画書の縦覧で土地情報が隠蔽されていた。
- ・民間事業者主体時に実施した生活環境影響調査に問題がある。

### 2 今後の予定

- 今後、センターは、提出された意見書に対し見解書を作成するなどし、関係住民の理解を求めていくこととしている。
- 県(生活環境部)は、意見書・見解書のやりとり等を通じてセンターと関係住民の相互理解が促進されるよう、必要に応じ指導・助言をしていくこととしている。

# 「鳥取県第12次鳥獣保護管理事業計画（案）」等に係るパブリックコメントの実施結果について

平成29年3月21日  
緑豊かな自然課

「鳥取県第12次鳥獣保護管理事業計画（案）」等の改訂に当たり実施したパブリックコメントの結果を報告する。

<今回パブリックコメントを実施した計画（案）等>

- ①第12次鳥獣保護管理事業計画（H29～H33）
- ②第一種特定鳥獣（ツキノワグマ）保護計画（H29～H33）
- ③第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画（H29～H33）
- ④第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画（H29～H33）
- ⑤カワウ被害対策指針（H29～H31）

## 1 意見募集の方法

- (1) 募集期間：平成29年2月17日（金）から3月9日（木） カワウは2月24日（金）から3月13日（月）
- (2) 募集方法：各総合事務所、東部生活環境事務所、県立図書館、各市町村役場でのチラシの配架  
新聞広告の掲載（3/1 カワウは3/6付日本海新聞）、県ホームページ（とりネット）への掲載

## 2 応募結果

意見総数：21件（個人：17件、保護団体：4件）

## 3 計画のトピックと主な意見

計画名	計画のトピック	件数	主な意見概要
第12次鳥獣保護管理事業計画	・被害発生の確認なしに有害捕獲を実施できる鳥獣にカワウを追加	2	・有害捕獲の扱い手の確保義務化 ・鳥獣保護区等での指定管理鳥獣捕獲等事業の推進に賛成
第一種特定鳥獣（ツキノワグマ）保護計画	・400頭を当面の目安とした個体群維持（H27:654頭） ・人とクマとの棲み分け（ゾーニング管理）体制の整備	12	・人の生活ゾーンへ進入した個体や誤認捕獲個体の殺処分を可能にしたことに賛成 ・クマの生息環境の整備 ・狩猟禁止の継続を評価
第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画	・平成35年度までに個体数を半減（14,026頭（H23値の半減）） ・年間捕獲目標9,000頭以上（H27実績:6,097頭）	1	・生息域拡大防止のための捕獲の推進 ・県境奥山地域での捕獲強化
第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画	・平成35年度までに個体数を半減（中国5県の推定個体数165,308頭（H23国調査）） ・年間捕獲目標6,000頭以上（H27実績:8,371頭）	1	・わな設置の際の安全確保 ・市街地への出没も踏まえた住民参加の監視体制の推進
カワウ被害対策指針	・捕食推計額の半減（H27:3,600万円） ・モニタリング、捕獲等による個体数の抑制、新規営巣地の抑制、漁場からの追払い、河川環境の整備等	5	・アユ等川魚の安定した産卵場所の確保、遡上のための魚道の改良、カワウからの避難場所の整備など川魚が住みやすくカワウと共生できる河川環境の整備

## 4 改訂スケジュール等

12月から2月	関係機関・地元住民・学識経験者・保護団体との意見交換会
1月	特定鳥獣保護管理検討会（20日）
2月	パブリックコメント
3月	公聴会（13日） 鳥取県環境審議会鳥獣部会（14日）※諮問原案のとおり了承 鳥取県環境審議会答申（下旬） 計画の策定、公表、計画の周知（下旬）
4月	計画の周知（市町村担当者・地域研修会の開催、県民向け啓発資料の配布など）

（注）特定鳥獣保護管理検討会は計画の詳細な中身を検討する作業部会的な位置づけ。公聴会は利害関係人からの意見聴取、環境審議会鳥獣部会は自然環境全般に関する専門的な見地からの総合的な意見を聴取。

## 「鳥取県第12次鳥獣保護管理事業計画（案）」の概要

### 1 目的

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）」（以下「法」という。）第4条第1項に基づき、鳥獣の保護及び管理を図るため、鳥獣保護区の指定や捕獲許可等の事業実施に関する基本的な計画（以下「鳥獣保護管理事業計画」という。）を策定する。

### 2 「鳥獣保護管理事業計画」について

法第3条第1項に基づき、国が定める「鳥獣の保護及び管理を図るための事業（以下「鳥獣保護管理事業」という。）を実施するための基本的な指針」に即して、県における鳥獣の保護及び管理の方針性や鳥獣行政施策の実施に関する事項を定めた計画である。（現行の第11次計画が平成29年3月末までとなっており、今回、策定する計画は第12次計画となる。）

(1) 計画期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで（5年間）

(2) 対象区域 県内全域

(3) 計画の構成

第一 鳥取県の現状と鳥獣保護管理事業の推進（本県の野生鳥獣の生息環境、野生鳥獣問題、狩猟者の状況、鳥獣保護管理事業の推進方針等）

第二 計画の期間

第三 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項（鳥獣保護区の指定、特別保護地区の指定、休猟区の指定、鳥獣保護区の整備等）

第四 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項（鳥獣の人工増殖、放鳥獣の方針等）

第五 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項（鳥獣の区分と保護管理の考え方、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定等）

第六 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項（特定猟具使用禁止区域の指定、特定猟具使用制限区域の指定方針、猟区設定のための指導、指定猟法禁止区域等）

第七 「第一種特定鳥獣保護計画」、「第二種特定鳥獣管理計画」の作成に関する事項（「第一種特定鳥獣保護計画」、「第二種特定鳥獣管理計画」の作成に関する方針、実施計画の作成に関する方針等）

対象鳥獣名	防除方法の検討、個体群管理の実施等
イノシシ・ニホンジカ	第二種特定鳥獣管理計画に基づき、関係機関、市町村、農業団体などと連携し、効果的な被害防止対策の普及啓発を行う。また、市街地等周辺における出没に対し、対応方法の周知を行う。 個体群管理は第二種特定計画に基づき実施する。
ツキノワグマ	第一種特定鳥獣保護計画に基づき、地域住民、農林業者、市町村、関係団体等の理解・協力を得ながら、被害防止対策を実施する。人身被害防止のため、遭遇回避方法の普及啓発を行う。 個体群管理は第一種特定計画に基づき実施する。

第八 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

基本方針、鳥獣の生態に関する基礎的な調査、法に基づく諸制度の運用状況調査、有害鳥獣対策調査等

第九 鳥獣保護管理事業の実施体制の整備に関する事項

鳥獣行政担当職員、鳥獣保護管理員、保護管理の担い手の育成及び配置、鳥獣保護管理センター等の設置、取締り、必要な財源の確保等

第十 その他

鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題、狩猟の適正管理化、傷病鳥獣救護の基本的な対応、油等による汚染に伴う水鳥の救護、感染症への対応、普及啓発等

### 3 現行計画からの主な変更点

主な変更点は以下のとおり。国基本指針に則してその他重複部分及び関係事項を整理。

#### (1) 鳥獣保護区の指定及び管理（第三関係）

森林鳥獣生息地の鳥獣保護区におけるイノシシ・ニホンジカによる被害発生状況を勘案し、新規指定又は存続期間の更新等又はイノシシ・ニホンジカを除く対象狩猟鳥獣捕獲禁止区域への見直しを検討する旨を記載。

#### (2) 農林業者自らが行う小型動物の捕獲に関する規制のあり方（第五関係）

アライグマ、ハクビシン、ヌートリア等の農林業被害を受け、小型の箱わな等により農林業者が自らの事業地で捕獲する場合、条件付きで狩猟免許を有していない者を許可対象者として許可できる旨を規定。

#### (3) 鉛中毒対策（第五関係）

鳥類を鉛中毒から守るため、指定猟法禁止区域の設定に加え、鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められている地域において鉛が暴露しない構造・素材の装弾使用、捕獲個体の搬出徹底を指導する旨を規定。

#### (4) 鳥獣による被害発生予察表へのカワウの追加（第五関係）

県内河川、湖沼等における水産有用種（アユ等）の被害発生状況及び生息状況を勘案し、カワウの予察捕獲の科学的、計画的なモニタリング調査実施を前提として予察表に追加。

#### (5) 人材の育成・確保（第九関係）

県・市町村担当職員及び鳥獣保護管理員等を対象として、鳥獣の保護及び管理に関する定期的・計画的な研修又は情報の提供を行い、技術向上と資質の維持・向上に努める旨を規定。（スマ出没対策研修会、鳥獣被害対策等に資する県市町村担当者研修等）

## 「鳥取県第一種特定鳥獣（ツキノワグマ）保護計画（案）」の概要

## 1 計画策定の目的及び背景

ツキノワグマによる人身被害・精神的被害の回避及び農林業被害の軽減を図るとともに、絶滅のおそれのある地域個体群の安定的維持を図ることによって、人とクマとの棲み分けによる共存を目指す。

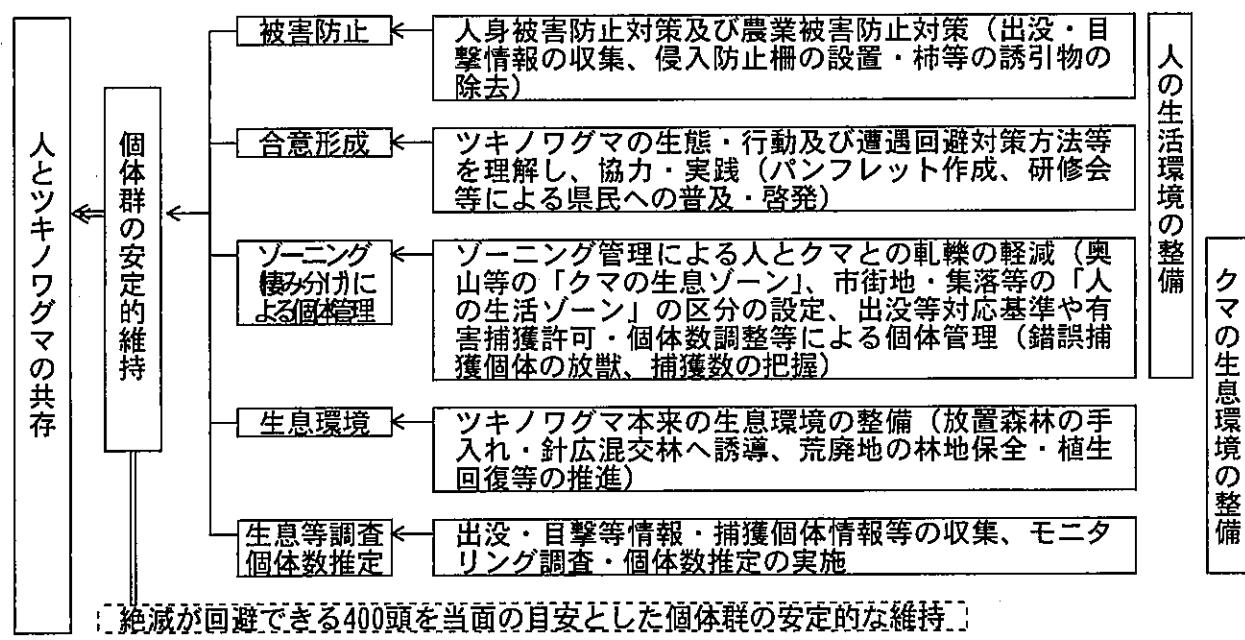
## 2 保護すべき鳥獣の種類 ツキノワグマ

3 計画の期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日

#### 4 計画の対象区域 県内全域

## 5 保護の目標

人身被害防止対策や農林業被害防止対策を積極的に推進し、住民の安全と安心の確保を図りながら、クマの生息水準の安定と地域個体群の維持を図る。



## 6 保護の実施のための方策

#### (1) ゾーニング管理【新規導入】、個体管理

- 「人の生活ゾーン」として市街地、集落、農耕地等から概ね200mの範囲を設定、それ以外を「クマの生息ゾーン」とし、「人の生活ゾーン」に進入・被害発生した場合は、有害捕獲許可に基づき、原則有害殺処分とする。
  - 狩獵禁止、有害鳥獣捕獲許可権限、誤認捕獲時の対応、クマ出没等対応基準に基づく段階的対応等個体の保護管理に必要な措置を図る。
  - 個体水準が高く被害防止が困難ならば第二種管理計画（個体数調整）策定による狩獵解禁を検討する。

## (2) 人身被害・農林業被害防止対策

- 入山者への注意喚起、自目撃情報のある地域における鈴等の携帯や巡回体制の整備。  
○クマに人への嫌悪感を与える学習放獣の実施、学習放獣個体の監視。  
○電気柵・侵入防止柵の設置、緩衝帯の設置、誘因物の除去等。

### (3) 合意形成

- クマ生息地域における研修会、シンポジウム等の開催によるクマに強い地域づくりの推進。

#### (4) 生息環境の整備

- 国有林との連携、森林環境保全税の活用、森林所有者の理解・協力により、ツキノワグマをはじめ多様な生物の生息に適した森づくりを推進する。

### (5) その他保護のために必要な事項

- 出没・情報収集、追跡調査、個別調査、頭数推定、計画検証。

- 東中国地域個体群を構成する兵庫県と岡山県及び京都府と協議会を立ち上げ、個体情報の共有、同一手法のモニタリング調査等の連携強化を図るとともに、隣接する西中国地域個体群の構成県である島根県、広島県との連携強化。

- クマ出没・目撃等情報に適切に対応できる市町村、県等の人材の確保・育成。

## 「鳥取県第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画（案）」の概要

### 1 計画策定の目的及び背景

ニホンジカは、農林業生産活動や生態系等に大きな影響を与えており、今後、県東部を中心とする被害が県下全域に拡大することが懸念されている。こうした現状から、各方面への影響増加の抑制と軽減を第一に、生息数を安定的に維持しながら人との軋れきを軽減し互いに共存することを目的として、科学的な調査・知見に基づき計画的な保護管理を行う。

### 2 管理すべき鳥獣の種類 ニホンジカ

### 3 計画の期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日

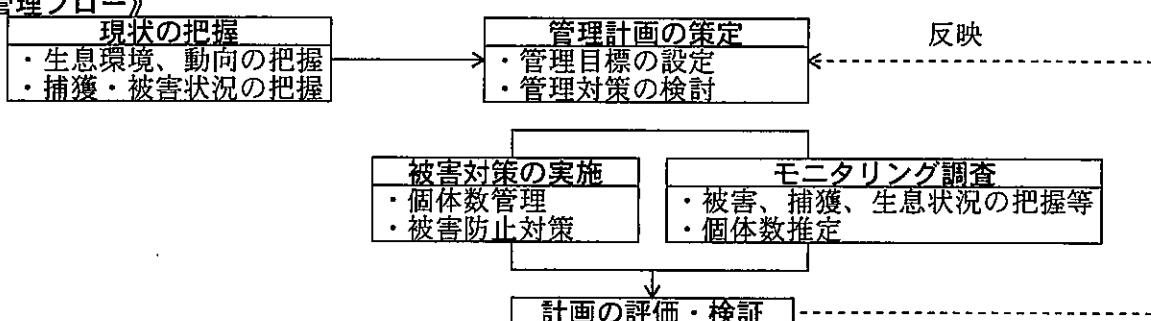
### 4 管理が行われるべき区域 県内全域

### 5 管理の目標

- 個体数調整によるシカの個体数の削減と生息域の拡大を抑制する。
- 農林業被害等によるシカと人間活動との軋れきの軽減を図る。
- 森林生態系への影響軽減と、生物多様性の確保を図る。

※個体数の管理や被害防除対策を早急に実施するとともに、生息状況のモニタリング調査の継続的実施により、計画の達成状況の点検、評価を行い、管理計画にフィードバックさせていく。

#### 《管理フロー》



### 6 数の調整に関する事項

#### 【個体数管理の目標】

- 年間捕獲目標を9,000頭以上とする。

#### 【個体数管理の方法】

- 各種狩猟規制の緩和

- ・狩猟期間の1ヶ月延長（延長後の狩猟期間は11月1日から翌年2月末日まで）
- ・1日当たりの捕獲頭数制限の解除（制限無し）
- ・獵法の禁止の解除（くくりわなの輪の直径12cm以下の制限の解除）
- ・許可捕獲の予察捕獲区域を県下全域に拡大

- 狩猟免許所持者、若手銃猟者の確保

- ・狩猟免許取得に必要な知識・技能を習得するため講習会の実施（講習会、試験は休日開催）
- ・射撃場の再整備・供用再開、大口径ライフル射撃場の整備の必要性の検討

- 個体数調整の推進

- ・広域連携によるシカ捕獲強化月間の設定、国交付金を活用した「指定管理鳥獣捕獲等事業」による県境奥山の捕獲強化
- ・個体数を減らす対策への支援（捕獲奨励金の交付、奥山捕獲効率アップ手法の検証等）
- ・鳥獣被害対策実施隊（市町村設置）等の新たな捕獲体制の検討

### 7 生息地の保護及び整備に関する事項

- 皆伐跡地の放置や耕作放棄地の草地化の防止、未収穫作物等の誘引物の除去

- 既存制度を活用した鳥獣保護区の見直し（ニホンジカを除く狩猟鳥獣捕獲禁止区域の設定等）

### 8 その他管理のために必要な事項

- 集団的、効果的な侵入防止柵の設置促進、低コストで効果的な侵入防止柵の導入

- 各種モニタリング調査の実施、関係機関の連携・合意形成に基づく各種施策の推進

## 「鳥取県第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画（案）」の概要

### 1 計画策定の目的及び背景

イノシシによる農林作物被害は、平成18年度以降は1億円を下回っているものの依然として中山間地域をはじめ、県下の農業生産活動に大きな影響を与えている。こうした現状から、イノシシによる農林作物被害の軽減、個体数の安定維持と本県の豊かな生物多様性を維持するため、引き続き、計画的に保護管理を行い、人間との共存を図る。

### 2 管理すべき鳥獣の種類 イノシシ

### 3 計画の期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日

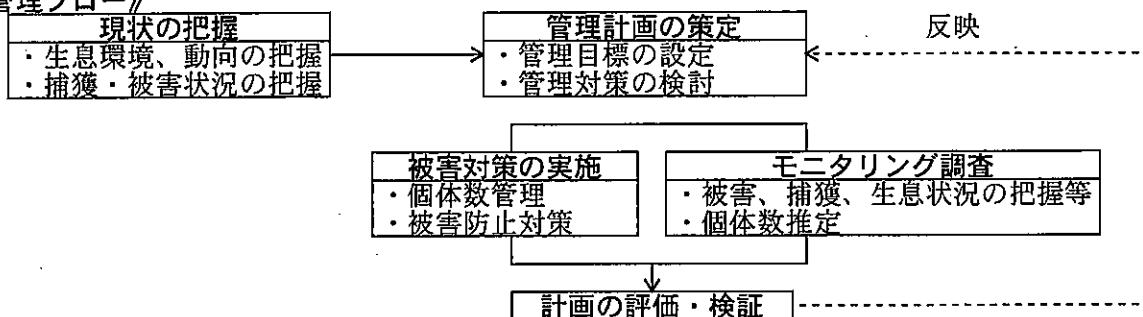
### 4 管理が行われるべき区域 県内全域

### 5 管理の目標

- 個体数調整によりイノシシ生息数の減少を図る。
- 生物多様性の確保に加えて狩猟資源として安定的水準を維持できるよう個体数管理を図る
- 農林業被害等によるイノシシと人間活動との軋れきの軽減を図る。

※個体数の管理や被害防除対策を早急に実施するとともに、生息状況のモニタリング調査の継続的実施により、計画の達成状況の点検、評価を行い、管理計画にフィードバックさせていく。

《管理フロー》



### 6 数の調整に関する事項

#### 【個体数管理の目標】

- 年間捕獲目標を6,000頭以上とする。

#### 【個体数管理の方法】

- 各種狩猟規制の緩和

- ・狩猟期間の1ヶ月延長（延長後の狩猟期間は11月1日から翌年2月末日まで）
- ・猟法の禁止の解除（くくりわなの輪の直径12cm以下の制限の解除）

- ・許可捕獲の予察捕獲区域を県下全域に拡大

- 狩猟免許所持者、若手銃猟者の確保

- ・若手猟師参入促進補助金による猟師参入の支援、ハンター養成スクールの開校等
- ・狩猟免許取得に必要な知識・技能を習得するための講習会の実施（講習会、試験は休日開催）
- ・射撃場の再整備・供用再開、大口径ライフル射撃場の整備の必要性の検討

- 個体数調整の推進

- ・個体数を減らす対策への支援（捕獲奨励金の交付等）
- ・鳥獣被害対策実施隊（市町村設置）等の新たな捕獲体制の検討
- ・国交付金を活用した「指定管理鳥獣捕獲等事業」の実施の検討

### 7 生息地の保護及び整備に関する事項

- イノシシを人里に近寄らせない環境づくりの検討

- 既存制度を活用した鳥獣保護区の見直し（イノシシを除く狩猟鳥獣捕獲禁止区域の設定等）

### 8 その他管理のために必要な事項

- 侵入防止柵（電気柵、ワイヤーメッシュ柵等）の集団的設置、農地周辺等の緩衝帯の設置
- 被害対策技術の普及・人材育成（イノシッ士との連携）、モデル地区設定・被害防止技術の実証
- 被害評価基準の統一、被害調査を活用した防除指導の実施。

## 鳥取県カワウ被害対策指針(案)の概要

### 1. 指針の目的

カワウ対策の実施にあたっては、長期的かつ継続的な取り組みが必要不可欠である。関係機関と連携しながら効果的な対策を模索し、適正な個体群管理を行い、カワウとの共存を図っていくことで、カワウによる水産被害を軽減することを目的とする。(計画期間:平成29年~31年)

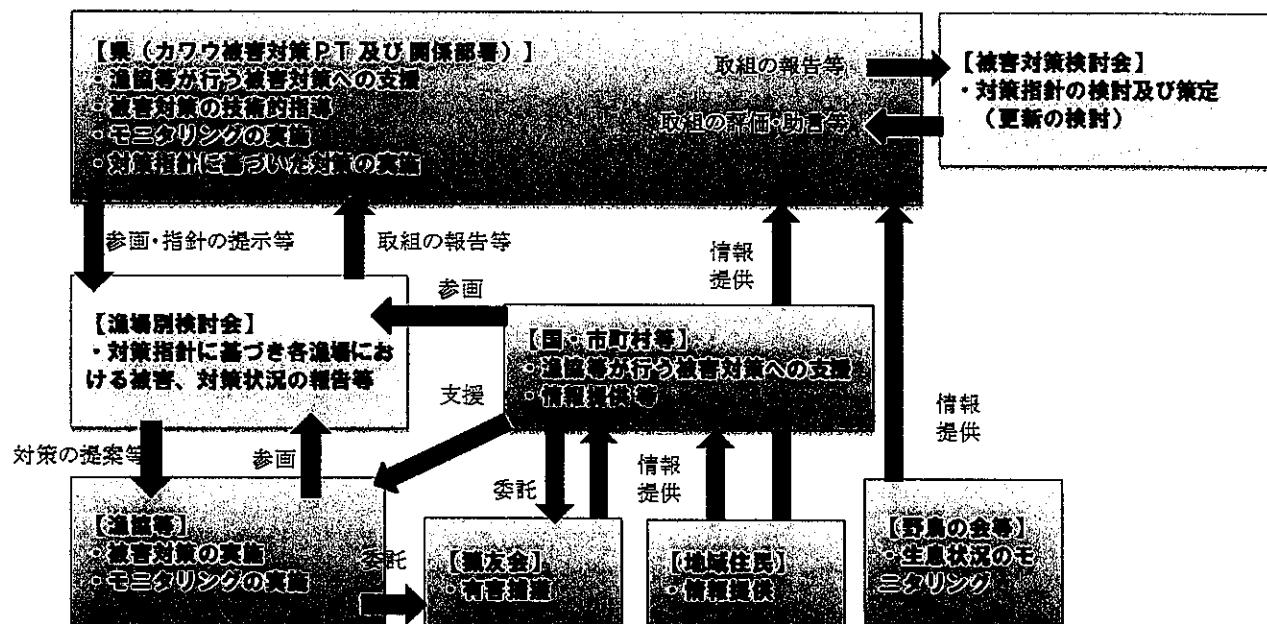
### 2. 指針(案)の構成

- 1. 指針策定の背景 / 2. 目的 / 3. 対策を講じるべき鳥獣の種類
- 4. 計画期間 / 5. 対策を講じるべき区域
- 6. 現状(飛来状況・繁殖地及びねぐらの状況・捕獲状況・被害状況・対策の実施状況)
- 7. 対策の目標(個体群管理・効果的な被害防除の推進・河川環境の維持・管理)
- 8. 目標を達成するための対策の基本的考え方及び実施主体(水系別被害対策実施ビジョン)
- 9. 対策を実施するために必要な事項(本指針を実施するための協力体制等)

### 3. 対策の概要

対策	実施内容	実施体制
生息数・被害状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>○モニタリング           <ul style="list-style-type: none"> <li>①営巣地等での生息数の調査を実施 各営巣地(春~冬の4シーズン)</li> <li>②飛来数の調査を実施 → 対策の効果検証に役立てる 3河川流域(千代川、天神川、日野川)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎年、継続的に実施</li> <li>①県が実施</li> <li>②県及び漁協が実施</li> </ul>
個体群管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○捕獲等によるカワウの個体数の抑制           <ul style="list-style-type: none"> <li>①河川における空気銃等による捕獲</li> <li>②営巣地における効果的な管理方法の試行</li> </ul> </li> <li>○新規営巣地の抑制           <ul style="list-style-type: none"> <li>定期的な見回りと、新規営巣地の発見時は早期に除去</li> </ul> </li> </ul> <p>※隣県の最大の営巣地である中海では、環境省、島根県、関係市町村及び地元関係者等と協議するなど対策を強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①市町村又は漁協が実施</li> <li>②専門家の助言を聞きながら県が実施</li> <li>県及び漁協が実施</li> </ul>
被害防除対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○漁場からのカワウの追い払い等           <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁場の見回り、花火や銃器等を用いた追い払い</li> <li>・テグス張り、案山子設置等の着水防除による追払い</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>漁協等が実施</li> <li>※県又は市町村がその取組を支援</li> </ul>
魚類等の生息しやすい河川環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○河川環境の整備等           <ul style="list-style-type: none"> <li>①魚の隠れ場所、産卵場等の整備</li> <li>②魚類等の遡上阻害箇所(堰堤、魚道等)の改善               <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係者との合意形成</li> <li>・改善方法を協議して整備等を実施</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①漁協が実施</li> <li>②県、漁協、河川管理者、専門家及び地域住民等の関係者で協議して整備等を実施</li> </ul>

### 4. 協力体制



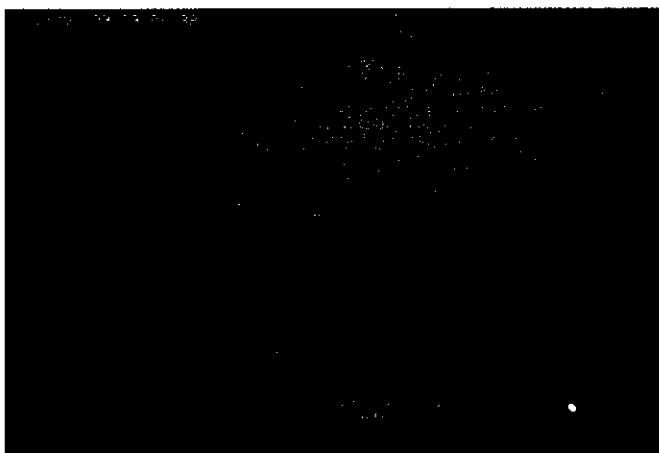
# ライブカメラの設置による鳥取砂丘の情報発信と保全の推進について

平成29年3月21日  
砂丘事務所

鳥取砂丘の魅力である刻々と変化する美しい景観を発信するとともに、広大な砂丘内で景観を損ねる落書き行為などの不適切な事案を早期に発見し、景観の保全の推進に活用するため、ライブカメラを設置し、運用を開始したので、その概要を報告する。

## 1 ライブカメラの概要

- (1) 設置台数 2台
- (2) 設置場所 砂丘入口北側高台、民営国民宿舎ニュー砂丘荘屋上
- (参考) 設置場所から見える砂丘の景観



## 2 活用方法

### (1) 情報発信

- ・鳥取砂丘再生会議のホームページを通じて、風紋、砂簾、砂柱、オアシス、雪の砂丘、砂丘沖に沈む夕日など、時々刻々と変わる砂丘の景観を配信する。  
(3月30日配信開始予定)

### (2) 保全の推進

- ・砂丘入口でライブ配信中であることを表示するとともに、ホームページにもライブカメラで砂丘内をモニターできることを表示し、落書きをはじめとする「日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例」や「自然公園法」等の関係法令に規定された禁止行為の未然防止を図る。
- ・砂丘事務所内のモニターで、禁止行為が行なわれていないかを隨時確認し、砂丘内のレンジャーと連携して迅速に対応する。

- (参考) 平成28年度落書き発見件数(平成29年2月末現在) 190件  
(前年同期比89.6%)

## 3 その他

ライブカメラは、管理責任者等の責務やプライバシーへの配慮事項等について規定した「鳥取砂丘ライブカメラ管理・運用規程」に沿って適切に運用する。

# 「平成29年度鳥取県食品衛生監視指導計画（案）」に係るパブリックコメントの実施結果について

平成29年3月21日  
くらしの安心推進課

「平成29年度鳥取県食品衛生監視指導計画」の策定に当たり実施したパブリックコメントの結果を報告する。

## 【鳥取県食品衛生監視指導計画について】

県内に流通する食品等の監視指導、食品取扱事業者への指導及び消費者に対する食品衛生の啓発等の実施方法及び実施内容を定め、これを実施することにより食品の安全性確保を図るもの。(食品衛生法第24条に基づき毎年度策定)

## 1 意見募集の方法

- (1) 募集期間：平成29年2月10日（金）から3月3日（金）まで
- (2) 募集方法：郵送、ファクシミリ、電子メール又は県庁県民課、総合事務所等設置の意見箱

## 2 応募結果

意見総数：16件（個人6名）

## 3 主な意見と対応方針

主な意見	対応方針
<p>【監視指導、食品検査】</p> <p>①生産から消費に至る各段階で、事業者の衛生管理が適正に行われていることを確認してほしい。</p> <p>②イノシシ肉の流通について、施設での温度管理等をしっかり指導してほしい。</p> <p>③りんごや大根等は皮も一緒に食べるとよいので、残留農薬検査をしっかりしてほしい。</p>	<p>→食品の製造、調理、販売などを行う事業者に対し、業種毎に目標監視回数を定め、計画的に立入検査を行っている。 ＜既に計画に盛込み済み＞</p> <p>→野生獣肉（イノシシ、シカ等）の処理施設を重点監視対象施設に位置付け、年1～2回の立入検査を行っている。 ＜既に計画に盛込み済み＞</p> <p>→国が定めた残留農薬試験法に基づき、梨などの果実、大根などの根菜類は皮ごと検査試料として分析を行っている。 ＜從来から実施＞</p>
<p>【食中毒対策】</p> <p>④以前サバとイワシを食べてアニサキス食中毒になった。加熱して食べるなどの予防方法を消費者に知らせることが大切。</p> <p>⑤食中毒予防の啓発方法はホームページや広報誌が中心となっており少し緩い。啓発活動やパンフレット配布で広めることができる。</p>	<p>→アニサキス食中毒の予防方法を県政だより、新聞、パンフレットなどで情報提供しており、消費者向け講習会などで更に周知を図っていく。 ＜既に計画に盛込み済み＞</p> <p>→食中毒の発生状況や予防方法を解説したパンフレットを消費者に対して配布とともに、衛生講習会や意見交換会などで啓発を行っていく。</p> <p>＜既に計画に盛込み済み＞</p>
<p>【HACCP】</p> <p>⑥HACCP（ハサップ）制度の内容や認定施設の情報をホームページ、パンフレットなどで県民へ周知してほしい。</p>	<p>→県版HACCP認定施設をホームページで公表するとともに、パンフレットを作成して消費者、事業者への周知を図る。</p> <p>＜既に計画に盛込み済み＞</p>

## 4 今後のスケジュール

- 3月22日 鳥取県食の安全推進会議において最終案を検討  
3月末 策定・公表

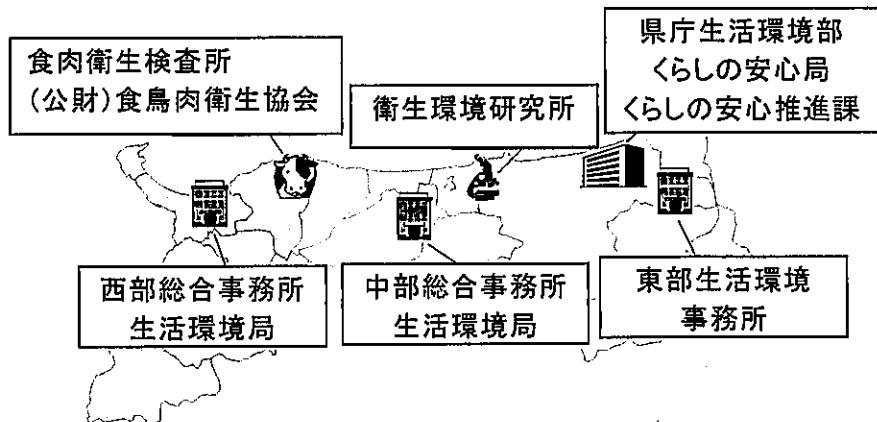
# 平成29年度鳥取県食品衛生監視指導計画（案）の概要

食品衛生法第24条に基づき、都道府県知事は毎年度「食品衛生監視指導の実施に関する計画」を定め、この計画に従って食品衛生に関する業務を実施することとされています。

この度、県では「平成29年度鳥取県食品衛生監視指導計画（案）」を作成しました。

## 1 監視指導の実施体制等

- 食品関連事業者が行う食の安全性の確保が適切に行われているか状況を把握し、衛生指導を実施するため、東部生活環境事務所、中部及び西部総合事務所に食品衛生監視員を配置し、効率的かつ一元的な監視指導を行います。
- 食の安全性確保を図るため衛生環境研究所、食肉衛生検査所で科学的な根拠に基づいた検査や研究を行います。
- 国及び他自治体と連携し、効果的な監視指導を行います。
- 農林水産部局と連携し、生産段階からの食の安全性の確保に努めます。



## 2 監視指導の内容

### (1) 重点的に監視指導を実施すべき事項

- 食品衛生上の危害の発生状況を分析し、社会的な影響等を考慮して重点的な監視が必要な業種を中心に監視を実施します。(表1)
- 食の安全を確保するため、生産から流通、販売、消費に至る各段階において、事業者の衛生管理が適切に行われているか確認します。

### (2) 食中毒予防対策の強化

- 平成27年及び平成28年(速報)の全国及び本県の食中毒の発生状況(表2)を考慮し、腸管出血性大腸菌、カンピロバクター、ノロウイルス、自然毒及び寄生虫による食中毒の予防対策を重点的に行います。

ア 腸管出血性大腸菌、カンピロバクター対策  
加熱不十分な食肉等の喫食が関与していることが多いことから、食肉処理業、食肉販売業及び飲食店での衛生的な取扱い等について監視指導・啓発を行います。生食用食肉の提供施設に対しては、規格基準等の遵守を指導するとともに、消費者に対して、食肉や内臓の生食は食中毒のリスクがあることを注意喚起します。

イ ノロウイルス対策

飲食店等における正しい手洗い及び適切な消毒方法の徹底、調理従事者等の健康管理、食品の取扱い等について監視指導・啓発を行います。

ウ 自然毒(毒キノコやフグ毒)食中毒対策

毒キノコによる食中毒は、食用のキノコと間違えて食べたことによるものが多く、また、フグによる食中毒は、免許のない人が素人調理したことにより発生したものが多くなっており、予防啓発を強化します。

エ 寄生虫による食中毒対策

平成27年から28年にかけて寄生虫による食中毒が多発したことから、注意喚起を強化します。

表2 鳥取県食中毒発生状況(事件数)

	H27	H28
ノロウイルス	6	5
寄生虫(アニサキス)	5	2
寄生虫(クドア)	1	-
ウェルシュ菌	2	-
カンピロバクター	-	3
動物性自然毒	2	1
植物性自然毒	2	1
不明	1	1
合計	19	13

### (3) 食中毒細菌迅速検査法の導入

- 衛生環境研究所において開発された食中毒菌の迅速検査法を食中毒事件の原因究明調査に導入します。この検査法を導入することで、結果判明までの時間を大幅に短縮することができ、食中毒の被害拡大防止を速やかに行うことができます。

### 3 食品等の収去検査について

- 食品の製造工場や販売施設等から食品の無償提供を受け、試験機関において検査を行います。
- 消費者の安全性確保を目的に、県内流通食品について検査します。
- 野菜や果物については、県内で使用されている農薬の実態に併せて検査項目を選定します。

### 4 HACCP(ハサップ)の普及推進

- HACCPによる衛生管理を推進するため、鳥取県 HACCP 適合施設認定制度の普及を行います。
- 専門家派遣、補助金交付等により、施設に応じたきめ細かい指導や相談対応を行い、HACCPに取り組む事業者の支援を行います。

### 5 消費者との情報交換、情報提供の実施

- 出前講座、研修会、食の安全推進会議等を通じて、消費者の皆さんと食の安全・安心に関するリスクコミュニケーション(情報交換・情報提供)を行います。
- 特に消費者へ食の安全に関する正しい知識を普及啓発するため、各分野の専門家等を講師として講演会又は施設見学等を実施します。
- 食品による危害発生防止のため、報道への資料提供、ホームページ、ツイッター及びパンフレット等により、迅速に必要な情報を提供します。

### 6 人材育成について

- 食品衛生監視員等食品衛生関係職員の資質の向上に努めます。
- 食品等事業に携わる関係者及び給食施設関係者に衛生講習会を行うとともに、食品衛生模範施設及び食品衛生功労者に対し、県知事表彰の授与を行います。

表1 主な重点監視対象施設における監視事項

施設の区分	対象施設の要件	監視回数	重点監視事項
① 食品衛生法違反施設	過去3年(H25～H27)のうち、食品衛生法違反により、処分や文書指導を受けたことのある施設(食中毒発生施設、食品衛生法第6条違反食品製造等であり、継続して監視指導が必要な施設)	3回/年	①改善事項の遵守の確認
	食中毒原因施設のうち、寄生虫による食中毒の原因施設	1回/年	
② 鳥取県HACCP適合施設	HACCPによる衛生管理が実施されているとして県が認定した施設(鳥取県HACCP適合施設)	1回/年	①HACCPによる衛生管理
③ 大量調理施設	飲食店営業(一般食堂、レストラン、仕出し屋、弁当屋、旅館及びホテル)、及び給食施設のうち、概ね同一メニューを1回300食又は1日750食以上提供し、事故が発生した場合、大規模食中毒につながる可能性がある施設	2回/年	①下処理及び原料からの二次汚染防止 ②加熱食品の十分な加熱 ③加熱後、冷まして喫食する食品の速やかな放冷 ④手指等からの二次汚染防止 ⑤調理器具等の洗浄消毒の徹底等 ⑥従事者の健康管理 ⑦異物混入防止対策の徹底
④ 生食用食肉等取扱い施設	食品の特性から、腸管出血性大腸菌、カンピロバクターによる食中毒の発生を未然防止する必要性の高い施設	1回/年	①加工(調理)基準の遵守 ②殺菌温度の確認と記録 ③成分規格(細菌検査結果)の確認 ④保存基準の遵守(温度管理) ⑤表示基準の遵守(掲示) ⑥認定生食用食肉取扱者の設置
⑤ 野生鳥獣肉処理施設	食品の特性から、腸管出血性大腸菌、カンピロバクター、E型肝炎ウイルス等による食中毒の発生を未然防止する必要性の高い施設	2回/年	①ガイドラインに基づく作業手順の遵守 ②器具等の洗浄・殺菌及び管理状況 ③原料及び製品の適正な温度での保管 ④施設内の衛生管理状況
	上記のうち季節営業等で稼働率が低い施設	1回/年	

# 「第10次鳥取県交通安全計画（案）」に係るパブリックコメントの実施結果について

平成29年3月21日

くらしの安心推進課

本県における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱となる「第10次鳥取県交通安全計画」（以下「計画」という。）の作成にあたり実施したパブリックコメントの結果を報告する。

## 1 意見募集の方法

### （1）募集期間

平成28年12月16日（金）から平成29年1月10日（火）まで

### （2）募集方法

郵送、ファクシミリ、電子メール又は県庁県民課、各総合事務所等設置の意見箱

## 2 応募結果

### （1）意見総数

29件（8名）

### （2）年代

50歳代2名、60歳代2名、70歳代3名、不明1名

## 3 主な意見と対応

### （1）道路交通の安全に関するもの

主な意見	対応
・小中学生が安心して登下校できるよう、学校周辺の制限速度の低速化やゾーン30エリアを増やすべき。	・計画（案）に盛り込み済み。
・自転車歩行者通行道の整備にあたっては、都市部と本県の道路事情を踏まえた上で、自転車に危険な通行を強いることのないよう、歩行者及び自転車の安全確保を進めるべき。	・計画（案）に盛り込み済み。
・視覚障がい者が点字ブロック沿いにつえをつきながら歩いていたが、歩道を渡りきったところでそばにあった街灯ポールにぶつかりそうになる光景を目にして。今一度点字ブロックの設置場所が適切か、点字ブロックのそばに街灯ポール等の構造物はないか、構造物があるのであれば移転の検討や構造物にラバー等被害軽減のための緩衝材を巻く等の必要がないのかチェックする必要があると思う。	・計画（案）に盛り込み済み。
・自転車は通勤や通学で多くの県民が利用しているので、県民向けの広報、検問、学校教育で指導していくべきだ。特に高校生の自転車通行マナーが悪いと感じており、高校生がマナー違反をしていると小中学生の悪い見本となりかねないので、通行指導を徹底してほしい。	・計画（案）に盛り込み済み。
・自転車利用中に事故を起こした場合、子どもであっても事故の責任を免れることはできず、高額な損害賠償金を支払わなければならない場合もあるので、ルールを守り、事故にあわない・起こさない風土づくりを教育現場でも進めしていくべき。	・計画（案）に盛り込み済み。
・反射たすきの着用が全県的な取組となるよう啓発を推進していくことが大切。また、週末の夜など、夜間に反射材などを着用する歩行者が少ないとから、県内のデザイナーやメーカーと共同して、デザインも重視しながら夜間でも目立ちやすいファッションやアクセサリーなどを開発してみてはどうか。	・計画（案）に盛り込み済み。 ・反射材用品の開発等については、今後の参考とする。
・高齢ドライバーの問題を抱える家族のために「高齢ドライバー家族の会」を設けて、家族が抱える悩みの理解や免許の自主返納、返納後の住みやすい環境づくりについて考えてみてはどうか。	・今後の参考とする。
・規模の小さな事業所では安全運転管理体制が整っておらず、事故が起こりやすい状況にあると言える。安全運転講習会の開催や事業所における自主的な安全運転管理体制の構築を推進すべき。	・計画（案）に盛り込み済み。

### （2）鉄道交通の安全に関するもの

主な意見	対応
・全国の駅ホームで押し倒しによる事故が多発している。停止線の表示、防護柵、防犯カメラの設置を進めるべき。	・計画（案）に盛り込み済み。

### （3）踏切道における交通の安全に関するもの

主な意見	対応方針
・踏切道の統廃合により踏切道における事故が減少するかもしれないが、地域住民の利便性を考えながら住民目線で統廃合を検討すべき。	・計画（案）に盛り込み済み。

#### 4 計画（案）の概要

##### （1）根拠法令

交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）

##### （2）基本理念

「日本一交通事故の少ない鳥取県」を目指す

##### （3）計画期間

平成28年度から平成32年度までの5年間

##### （4）計画の体系

「道路交通の安全」、「鉄道交通の安全」、「踏切道における交通の安全」の3部構成

##### （5）計画（案）の主な重点（「道路交通の安全」に関する内容）

鳥取県支え愛交通安全条例（平成28年条例第44号）において、配意すべき事項として重点的に定めた高齢者や障がい者等に対する取組を県民一丸となって推進し、さらなる交通安全の確保を目指す。

###### ○高齢者、障がい者及び子どもの交通安全

- ・安全な通行を確保するための声かけ等それぞれの特性に応じた配慮の推進
- ・高齢者の加齢に伴う身体機能や認知機能の変化が影響する加害事故防止施策など高齢者交通安全対策の推進
- ・次代を担う子どもの安全を確保するための思いやり運転や地域住民による見守り活動の推進など

###### ○歩行者及び自転車の安全確保

- ・生活道路における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
- ・自転車乗車用ヘルメットの着用と自転車損害賠償保険等の加入の推進など

#### 5 計画の作成に向けたスケジュール

H28.3.24	鳥取県交通安全対策会議による審議
H29.3月下旬	計画の作成及び公表

## 第10次鳥取県交通安全計画（案）の概要

### 1 計画の基本理念

基本理念	「日本一交通事故の少ない鳥取県」を目指す
計画期間	平成28年度から平成32年度までの5年間
数値目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 道路交通の安全           <ul style="list-style-type: none"> <li>・年間交通事故死者数20人以下（可能な限りゼロを目指す）</li> <li>・年間交通事故死傷者数950人以下</li> </ul> </li> <li>(2) 鉄道交通の安全           <ul style="list-style-type: none"> <li>・乗客の死傷者ゼロ</li> <li>・運転事故の死者数減少</li> </ul> </li> <li>(3) 踏切道における交通の安全           <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画期間中の事故件数ゼロ</li> </ul> </li> </ul>

### 2 道路交通の安全

#### (1) 道路交通環境の整備

##### ア 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

- ・生活道路における交通事故が多いエリア等におけるゾーン30の整備、ハンプ、クランク、狭さく等の設置による車両進入及び速度抑制対策を推進する。
- ・「通学路安全プログラム」に基づく定期的な合同点検の実施や関係機関が連携したハード・ソフトの両面からの必要な対策を推進する。
- ・平たん性の確保やバリアフリー化など、高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備を図る。

##### イ 高速道路等の早期整備と活用促進による生活道路との機能分化

- ・高規格幹線道路等の事故率の低い道路の早期整備と利用を促進する。
- ・高規格道路等から生活道路に至る道路ネットワークの体系的整備による適切な機能分化を推進する。

##### ウ 幹線道路における交通安全対策の推進

- ・事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）、事故危険箇所対策を推進する。
- ・はみ出し防止、逆走防止など高速道路等における事故防止対策を推進する。
- ・生活道路としても利用される農山村地域の農林道の事故防止対策を推進する。

##### エ 交通安全施設等整備事業の推進

- ・「インフラ長寿命化基本計画」等に即した交通安全施設等の効果的維持管理を推進する。
- ・警察と道路管理者が設置する連絡会議等を活用し、的確かつ着実に安全な道路交通環境の実現を図る。

##### オ 歩行者空間のバリアフリー化

- ・全ての人が安全に安心して参加、活動するための連続的・面的なバリアフリー化を推進する。

##### カ 効果的な交通規制の推進

- ・交通実態等を踏まえた交通規制の点検・見直しにより、ソフト・ハードの両面での総合対策を推進する。

##### キ 自転車利用環境の総合的整備

- ・自転車道や自転車専用通行帯の整備等安全で快適な自転車利用環境の総合的な整備を推進する。

##### ク 災害に備えた道路交通環境の整備

- ・地震発生時の応急活動を安全に実施するための緊急輸送道路上にある橋梁の耐震対策を推進する。
- ・停電による機能停止を防止する信号機電源付加装置等災害に強い交通安全施設等の整備を推進する。

##### ケ 道路交通情報の充実

- ・視認性・耐久性に優れた大型固定標識等の整備を推進する。
- ・案内標識の英語表記改善の推進、多言語表記の実施など国際化への対応に努める。

##### コ 交通安全に寄与する道路交通環境の整備

- ・都市間の一般道路における「道の駅」等の休憩施設の整備を推進する。
- ・道路の破損、決壊又は異常気象時における迅速かつ的確な通行の禁止又は制限を実施する。
- ・適時適切な除雪、消融雪装置の整備、道路情報の提供等冬期の安全な道路交通の確保を推進する。 など

#### (2) 交通安全思想の普及徹底

##### ア 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

- ・横断歩行者の安全確保や思いやり運転の推進など、鳥取県支え愛交通安全条例の取組を推進する。
- ・高齢者の被害・加害事故防止に向け、加齢に伴う身体及び認知機能の変化や道路を安全に通行するための知識・技能を習得するための交通安全教育を受講する機会の提供に努める。
- ・障がい者の自立を支援し、社会参加を推進するため、関係機関・団体が連携し、それぞれの障がいの特性に応じたきめ細かい交通安全教育を推進する。
- ・自動車教習所の教習水準の向上と免許取得後の交通安全意識向上に向けた講習の実施に努める。

##### イ 交通安全に関する普及啓発活動の推進

- ・「高齢者と子どもへの思いやり運転推進運動」の県民への浸透に努める。
- ・道路を通行する障がい者への声かけなどの配慮、車両接近通報装置の適切な使用について啓発を行う。

- ・中・高校生の乗車用ヘルメット購入補助事業を実施する市町村とともに、乗車用ヘルメット着用の普及を促進する。
  - ・自転車損害賠償保険等への加入が促進されるよう、加入しやすい保険等に関する情報を提供する。
- ウ 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進
- ・それぞれの立場に応じた交通安全活動が効果的かつ積極的に行われるよう、交通安全運動等の機会を利用した働きかけを推進する。
- エ 住民の参加・協働の推進
- ・行政、民間団体、企業等と住民が連携し、それぞれの地域における実情に即した身近な活動が推進されるための仕組みの構築を図り、住民の参加・協働を積極的に推進する。など

### (3) 安全運転の確保

- ア 運転者教育等の充実
- ・運転免許を取得しようとする者や再教育を受ける運転者に対する講習の充実化を図る。
  - ・地域における高齢運転者対策について検討するためのネットワーク会議の設置、高齢運転者安全運転推進協力者への支援及び先進安全自動車の購入支援など高齢運転者対策の充実を図る。
- イ 運転免許制度の改善
- ・手続きの簡素化など県民の立場に立った運転免許業務を推進する。
  - ・運転免許試験場における障がい者等のための設備・資機材の整備及び運転適性相談活動を充実する。
- ウ 安全運転管理の推進
- ・事業所における交通安全教育が推進されるための安全運転管理者等に対する指導を徹底する。
  - ・安全運転管理者等未選任事業所の一掃を図り、企業内の安全運転管理業務の徹底を図る。
- エ 自動車運送事業者の安全対策の充実
- ・運輸安全マネジメント評価等事業用自動車の安全プランに基づく安全対策を実施し、事業者によるコンプライアンスを徹底する意識付けの取組を的確に確認する。
- オ 交通労働災害の防止等
- ・事業場における交通労働災害の防止に向けた取組を促進するとともに、労働時間管理適正化指導員による個別指導等を通じて自動車運転者の労働条件の適正化を推進する。
- カ 道路交通に関する情報の充実
- ・道路交通に影響を及ぼす自然現象を的確に把握し、特別警報等の適時適切な発表等に努める。
  - ・降雪状況や路面状況等を収集して道路利用者に提供するための道路情報提供装置等の整備を推進する。
- キ エコドライブの推進
- ・県民や事業者によるアイドリングストップ運動やエコドライブの積極的な実践を推進する。など

### (4) 車両の安全性の確保

- ア 自動車アセスメント情報の提供等
- ・自動車使用者への情報提供を通じ、安全な自動車及びチャイルドシートの普及拡大を促進する。
- イ リコール制度の充実・強化
- ・自動車のリコールを迅速かつ確実に実施するための不具合情報の収集を推進する。
- ウ 自転車の安全性の確保
- ・定期的な点検整備や正しい利用方法等の指導を受けるための機運醸成を図る。など

### (5) 道路交通秩序の維持

- ア 交通の指導取締りの強化等
- ・交通事故実態、事故分析に基づいた指導取締りを推進するとともに、交通指導取締りの検証効果を取締り計画の見直しに反映させるP D C Aサイクルをより一層機能させる。
- イ 交通事故事件等に係る適正かつ綿密な捜査の一層の推進
- ・交通事故事件等の捜査力を強化するための捜査体制の充実や捜査員の捜査能力の向上に努める。など

### (6) 救助・救急活動の充実

- ア 救助・救急体制の整備
- ・大規模交通事故等に対応するための連絡体制の整備、救護訓練の実施、災害派遣医療チーム（D M A T）の連携による救助・救急体制の充実を図る。
- イ 救急医療体制の整備
- ・初期、二次、三次の各救急医療体制の整備、ドクターヘリ事業及びドクターカー事業等を推進する。など

### (7) 被害者支援の充実と推進

- ア 損害賠償の請求についての援助等
- ・損害賠償請求に関する相談等交通事故相談所における相談活動を推進する。
- イ 交通事故被害者支援の充実強化
- ・民間の犯罪被害者支援団体等と連携を図り、援助制度の周知等被害者支援を推進する。など

### (8) 交通事故原因の調査研究の推進

- ・ホームページ等の広報媒体を活用し、交通事故の分析情報を県民にわかりやすく提供する。

### 3 鉄道交通の安全

(1) 鉄道交通環境の整備
ア 鉄道施設等の安全性の向上
・鉄道施設の維持管理及び補修を適切に実施するとともに、老朽化が進んでいる橋梁等の長寿命化や耐震に向けた補修・改良を進める。
・駅施設等における高齢者、障がい者等の安全利用に配慮した段差の解消、内方線付き点状ブロック等による転落防止設備等の整備によるバリアフリー化を引き続き推進する。
イ 運転保安設備等の整備
・曲線部等への速度制限機能付きATS等、運転士異常時列車停止装置等の整備を引き続き推進する。など
(2) 鉄道交通の安全に関する知識の普及
・関係機関と連携し、学校、沿線住民、運送事業者等に対する踏切事故防止に向けた広報活動を行う。など
(3) 鉄道の安全な運行の確保
ア 保安監査の実施
・保安監査を実施し、輸送の安全確保に関する取組状況等について適切な指導を行うとともに、過去の指導のフォローアップを実施する。
イ 運転士の資質の保持
・動力車操縦者運転免許試験を適性に実施するとともに、運転管理者及び乗務員指導管理者において適切な指導を実施し、資質を保持する。
ウ 安全上のトラブル情報の共有・活用
・鉄軌道保安連絡会議・運転管理者会議を開催し、安全上のトラブル情報の共有と活用を推進する。
エ 気象情報等の充実
・鉄道交通に影響を及ぼす自然現象の的確な把握、適時適切な発表及び迅速な伝達に努め、鉄道施設の被害軽減と安全輸送に努める。
オ 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応
・大規模事故等発生時に迅速かつ適確な情報の収集・連絡を行う緊急連絡体制の整備に努める。
カ 運輸安全マネジメント評価の実施
・運輸安全マネジメント評価により、事業者によるコンプライアンスを徹底・遵守する意識付けの取組を的確に確認する。など
(4) 鉄道車両の安全性の確保
・事故状況や科学技術の進歩を踏まえ、鉄道車両の構造・装置に関する保安上の技術基準を見直す。など
(5) 救助・救急活動の充実
・鉄道の重大事故等の発生に対処するため、主要駅における防災訓練や関係機関との協力体制を強化する。など
(6) 被害者支援の推進
・公共交通事故被害者支援室を活用した被害者等支援の取組を着実に推進する。など
(7) 鉄道事故等の原因究明と再発防止対策
・鉄道事故等の原因究明を迅速かつ的確に行うため、調査担当職員の調査技術の向上、調査用機器の活用による分析能力の向上に努める。など

### 4 踏切道における交通の安全

(1) 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進
・遮断時間の解消などに向けた立体交差化等による「抜本対策」と歩行者立体横断施設の設置等構造の改良等による「速効対策」の両輪による総合対策を推進する。など
(2) 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施
・踏切道における事故防止のための踏切遮断機、障害物検知装置等事故防止効果の高い踏切保安設備の整備を進める。など
(3) 踏切道の統廃合の促進
・踏切道の立体交差化、構造の改良等の事業にあわせて、地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められる第3、4種踏切道の統廃合を進める。など
(4) その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置
・緊急に対策が必要な踏切道に係る「踏切安全通行カルテ」の作成・公表、踏切保安設備の高度化を図るための研究開発、踏切通行時の違反行為に対する指導取締りなどを推進する。など

## 消費生活相談等業務に係る委託先の選定について

平成29年3月21日  
消費生活センター

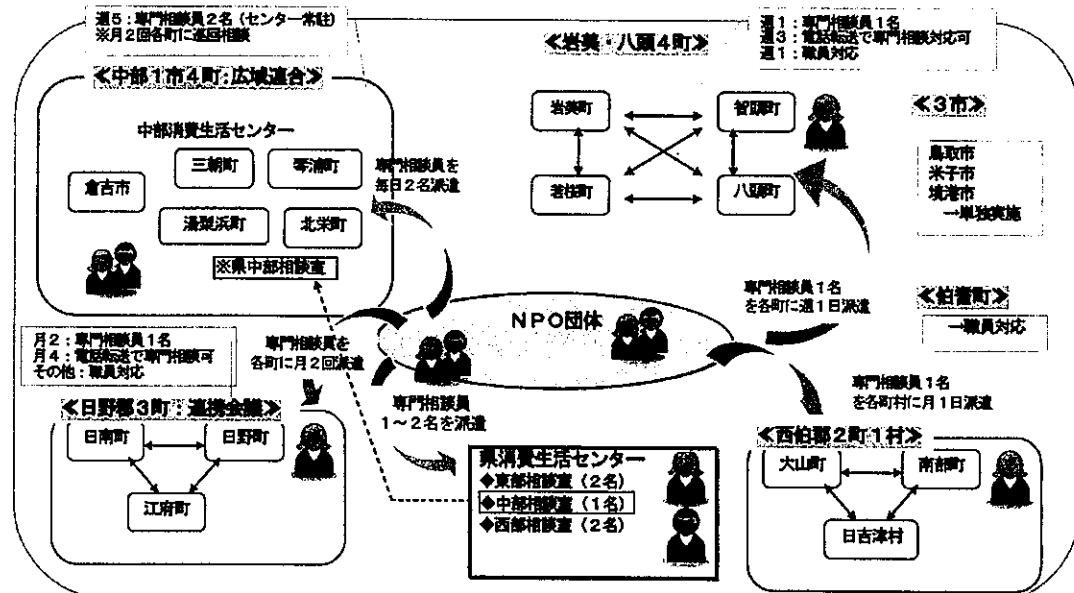
平成29年年度から平成33年度の5年間の消費生活相談業務等委託について、下記のとおり特定非営利活動法人コンシューマーズサポート鳥取を委託先として選定することにしたので、その概要を報告する。

記

### 委託の概要

委託先	特定非営利活動法人コンシューマーズサポート鳥取
委託期間	平成29年4月1日～平成34年3月31日（5年間）
委託金額 (従前の委託額)	142,020,000円（消費税額込み） (140,481,214円)
主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費者からの相談に係る助言、斡旋、情報提供等に関する業務</li> <li>高度な専門知識等が必要な相談事案に対する市町村への支援と、複数の市町村にまたがる同一事業者に対する広域的な対応が必要な業務</li> <li>相談情報の記録、収集、報告に関する業務</li> </ul>
参考	<p>入札方法：制限付一般競争入札</p> <p>応札者：1団体（特定非営利活動法人コンシューマーズサポート鳥取）</p> <p>選定経緯：「指定基準」（消費生活審議会に諮問、常任委員会報告済）に基づき、センター内の選定会議において審査したところ、委託業務に必要な資格要件及び人材配置要件を満たしている団体であると判断したため。</p> <p>契約日：平成29年3月15日（水）</p>

### <参考> 県と市町共同による相談業務委託のイメージ図（予定）



# 消費者教育教材の開発について

平成29年3月21日

消費生活センター

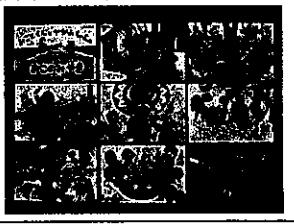
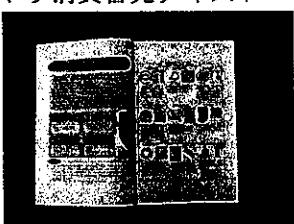
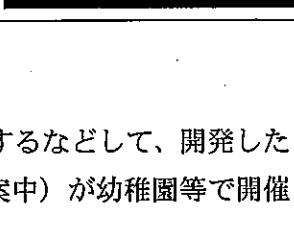
## 1 背景・目的

消費者教育に関する教育機関への実態調査により浮かび上がった、消費者教育の教材不足、時間不足等の課題を解決するため、国の交付金を活用し、消費者教育教材セットを開発したので、その概要について報告する。

### ＜検討の経緯＞

- ・消費者自身が様々な消費者被害等に適切に対処ができる能力を身に付けること、自らの消費生活行動が将来にわたって社会情勢や地球環境に影響を及ぼすことを自覚することが求められている。
- ・消費者教育用の教材開発を目的に、県消費者教育推進地域協議会教材・資料検討部会のワーキングチームを立ち上げ、教材の内容の検討を重ね、小・中学校用等の教材を開発した。

## 2 開発した教材の概要

開発の概要	開発した教材
<ul style="list-style-type: none"><li>・小学校家庭科及び中学校社会科(公民)用教材として、それぞれ「消費生活と環境」「消費生活と経済」に関するモデル授業の様子を収録・DVD化し、学習指導案等と併せて授業に使用できる教材を開発した。</li></ul>	小・中学校教材セット：公開授業DVD、学習指導案、参考資料 
<p>【配布先】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・県内全ての小学校及び中学校（195校）</li></ul>	幼児教育向けセット：大型紙芝居、大型絵本等、参考資料 
<ul style="list-style-type: none"><li>・幼稚教育用教材として、ものの大切さや地産地消等を分かりやすく説明する大型紙芝居、大型絵本を開発した。</li><li>・教材を読み聞かせ用に大型化するとともに、読み手が地域の特徴等を盛り込み説明できるよう工夫した。</li></ul>	思いやり消費啓発テキスト 
<p>【配布先】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・県内全ての幼稚園及び認定こども園、小学校、特別支援学校（小学部）、児童養護施設（190箇所）、県内全ての図書館等（40箇所）</li></ul>	思いやり消費啓発テキスト 
<ul style="list-style-type: none"><li>・思いやり消費の概念をわかりやすくまとめ、県民に広く啓発する資料を開発した。</li></ul>	思いやり消費啓発テキスト 

## 3 今後の展開

小学校家庭科及び中学校社会科の教師が参加する研究会で模擬授業を実施するなどして、開発した学校用教材の活用を図るとともに、消費者教育支援員（平成29年度予算提案中）が幼稚園等で開催する啓発講座において幼児用教材を活用する。